

Ⅶ 年度当初に必要となる届出

1 年度当初に必要となる届出について

前年度の実績を用いて算定する基本報酬の算定区分や加算については、年度当初に届出が必要です。

基本報酬の算定区分や加算の内容に変更が無い場合でも、必ず提出してください。

なお、**年度当初に必要となる届出については、今後、内容が変更となる場合もあります。毎年度3月頃に通知をお送りしますので、届出にあたっては、必ず当該通知をご確認ください。**

2 届出が必要となるサービス及び加算

(1) 基本報酬の算定区分に係る届出が必要なサービス

サービス種類	必要書類	
	個別様式・添付書類	共通様式
療養介護	・別紙 2-2	・様式第 5 号 (体制等届出書) ・別紙 1 (体制等状況一覧表) ・別紙 2 (勤務形態一覧表)
就労移行支援	・基本報酬届出書 1 ・基本報酬別添 1	
就労継続支援 A 型	・基本報酬届出書 2 ・基本報酬別添 7-1、7-2 ・別紙 2-2 ※(V) 地域連携活動に該当する場合は、以下も提出 ・基本報酬別添 7-3	
就労継続支援 B 型	・基本報酬届出書 3 ・別紙 2-2 ※区分(Ⅲ)又は(Ⅳ)を算定し、かつピアサポーターを配置する場合は、以下も提出 ・基本報酬別添 5 ・障害者ピアサポート研修修了証の写し ・上記研修の実施要綱	
就労定着支援	・基本報酬届出書 4 ・基本報酬別添 2 ・基本報酬別添 2-4	
自立生活援助	・別紙 55	
共同生活援助	・別紙 1 (その 4-1、4-2) ・別紙 28	
地域移行支援 ※区分(Ⅲ)の場合 は共通様式のみ	・基本報酬届出書 5 ・基本報酬別添 4 ・資格証の写し又は研修修了証の写し ・対象施設との連携状況 (任意様式)	

(2) 届出が必要な加算

- 移行準備支援体制加算 ● 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 ● 重度者支援体制加算
- 重度障害者支援加算 ● 就労移行支援体制加算 ● 人員配置体制加算 ● 通勤者生活支援加算
- 地域移行支援体制強化加算 ● 目標工賃達成指導員配置加算 ● 賃金向上達成指導員配置加算
- 就労定着実績体制加算 ● 夜間支援等体制加算 (Ⅰ・Ⅱ) ● 夜勤職員配置体制加算

※必要な添付書類については、Ⅵ変更届の提出書類(給付費関係の変更の場合)をご参照ください。

3 提出期限

毎年 4 月 15 日必着 (閉庁日の場合は、直前の閉庁日)

※上記以外の加算等にかかる変更届の届出期限は、原則通りとなりますので、ご注意ください。

例：4/1 から福祉専門職員配置等加算を新規取得→3/15 までに届出 (P14 参照)